

茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

位置付け

○新型コロナウイルス等対策特別措置法(特措法)の制定に伴い、県における新型コロナウイルス等対策を示したこれまでの「茨城県新型コロナウイルス対策行動計画」を改定し、特措法第7条に基づく都道府県行動計画として、平成26年2月に新たに策定した。

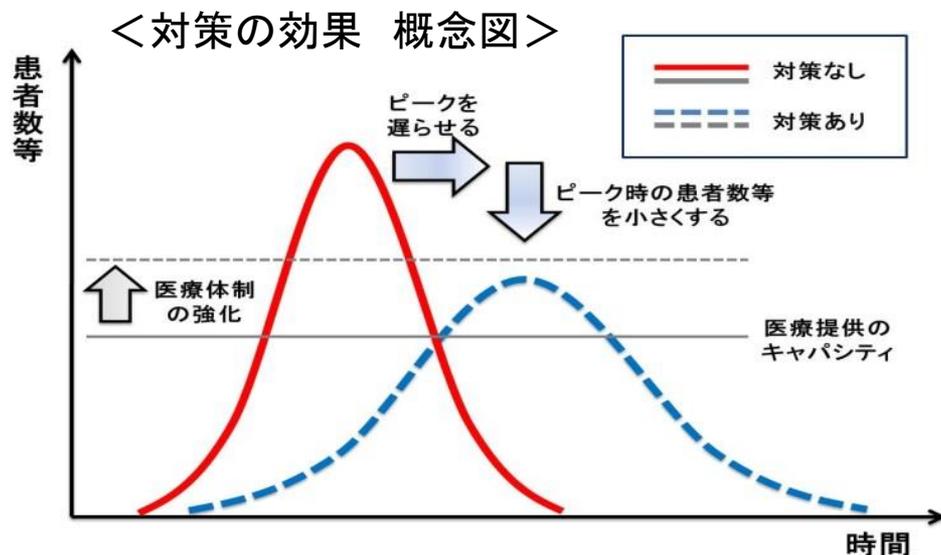
○県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示す。

○市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定める。

目的

○感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

○県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



〈参考〉本県における被害想定

○罹患率 県人口の約25%

○医療機関受診患者数 31万人～58万人

○入院患者数 1.3万人～4.8万人

○死亡者数 0.4万人～1.5万人

○従業員の欠勤 最大40%程度

(ピーク時の約2週間)

※上記の想定は、ワクチンや抗ウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない

対象疾病

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定）

対策の基本的考え方

○対策は、医療対応以外の感染対策と、医療対応を組み合わせる総合的に行う。

○社会的混乱の回避には、事業者や県民の適切な行動や準備が必要である。

役割分担

行政	国	国全体として万全の態勢を整備
	県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割
	市町村	地域住民に対するワクチン接種、発生時の要援護者支援
医療機関		地域における医療連携体制の整備、診療継続計画に基づく医療提供
事業者	指定(地方)公共機関	特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施
	登録事業者	発生時に最低限の県民生活を維持できるよう重要業務の事業継続
	一般の事業者	職場における感染対策、発生時には事業縮小など感染防止措置
県民(個人)		マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践

別添資料

- ・茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画の体系
- ・県における対策の流れ(イメージ図)

新型インフルエンザ等発生時における国・都道府県・市町村の主な役割

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

<国>

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者, 社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

<都道府県>

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場, 催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や, 医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療, 薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設, 土地等の使用
- 県民生活及び県民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

緊急事態宣言が解除された場合, 本部廃止

当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合, 本部廃止

茨城県新型インフルエンザ等対策本部組織

【対策本部】

本部長：知事

副本部長：副知事

本部員：

- ・各部長
- ・知事公室長
- ・福祉担当部長
- ・国体・障害者スポーツ大会局長
- ・会計管理者
- ・企業局長
- ・病院事業管理者
- ・議会事務局長
- ・教育長
- ・警察本部長

【対策本部事務局】

事務局長：保健福祉部次長

事務局設置班：総括班，医療対策班，
対策班，情報班，広報班
陳情班，機動班

【本部に設置する部及び班】

部名	班名	部名	班名
総務部	動員班 厚生班 報道・広聴班	営業戦略部	観光班 東京連絡班
政策企画部	交通対策班 空港対策班	産業戦略部	商工労働班
県民生活環境部	国際交流班 廃棄物対策班	農林水産部	食料対策班 畜産班
防災・危機管理部	防災・危機管理班 消防安全班 ガス対策班	土木部	港湾班 下水道対策班
		会計部	会計班
保健福祉部	厚生総務班 疾病対策班 生活衛生班 福祉指導班 社会福祉施設対策班 医療対策班 薬務班	企業部	水道対策班
		病院部	県立病院班
		教育部	学校対策班
		警備対策部	警察本部長が別に定める